

従業員と一緒に働く社長さまも 労災保険に加入できます。

・ 仕事中、社長がケガをしたらどうするの？

労災保険は労働者の労働災害に対する保護を目的としたものです。したがって、事業に使用される労働者以外の者（中小事業主、自営業者、家族労働者等）の労働災害については、労災保険の対象とはなりません。

また、労災保険法の適用範囲は属地主義により日本国内の事業に限られていますが、国外における労働者災害保護の制度が十分でない現状等にかんがみて、日本の労災保険法により保護が必要な者が存在します。

中小企業主、自営業者およびその家族従事者や、労働者を使用しないで建設の事業に従事する者の中には、業務の実態や災害の発生状況などからみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者がいます。

そのため、特別に任意に加入することを認め、一定の要件を満たす災害について保険給付を行う『特別加入制度』という制度が設けられています。

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託することにより、労災保険の適用を認めています。

・ 労災保険に特別加入をすることができる中小事業主等

金融業もしくは保険業、不動産業または小売業

常時 1人以上 50人以下の労働者を使用する企業

卸売業またはサービス業

常時 1人以上100人以下の労働者を使用する企業

その他の事業

常時 1人以上300人以下の労働者を使用する企業

特別加入をするには、このほかに要件があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。



事務委託費用は、月額20,000円から！

伊藤事務所の顧問契約料、労働保険事務組合の組合会費をあわせ、月額20,000円から労災保険特別加入ができます。

労災保険料は選択された給付基礎日額および労災保険料率により計算し、別途お支払いいただきます。

特別加入は年度を通して加入することが条件です。

当事務所の顧問契約料は契約の内容により異なります。

従業員と共に働く社長様を支え、守ります！

お電話でのご相談は 03 - 5333 - 3827(代) 担当:伊藤



伊藤社会保険労務士事務所

ホームページ <http://itojimusyosakura.ne.jp/>